

担い手確保～建設技術者等緊急雇用助成事業～ ～災害からの早期復旧・復興に向けた取組～

おき た さち こ*
沖 田 幸 子*

平成30年7月豪雨に伴う災害の県内建設業者による災害復旧事業の早期完成を図るため、県内で不足している建設技術者等を緊急かつ集中的に求めることとして、発災直後に創設した新たな助成制度の概要について紹介する。

1. 平成30年7月豪雨の概要

平成30年7月初め、梅雨前線や台風第7号等の影響により、広島県だけでなく、西日本を中心に記録的な大雨となった。

7月6日12時から7月7日12時までの24時間雨量は、県北東部の特に多いところでは250mm以上、県南西部の特に多いところでは350mm以上を観測し、さらに7月3日から8日にかけての累積雨量は、多いところで676mmに達するなど、7月の過去の最大月間降水量を超える雨量をわずか6日間で記録した(図-1、表-1)。

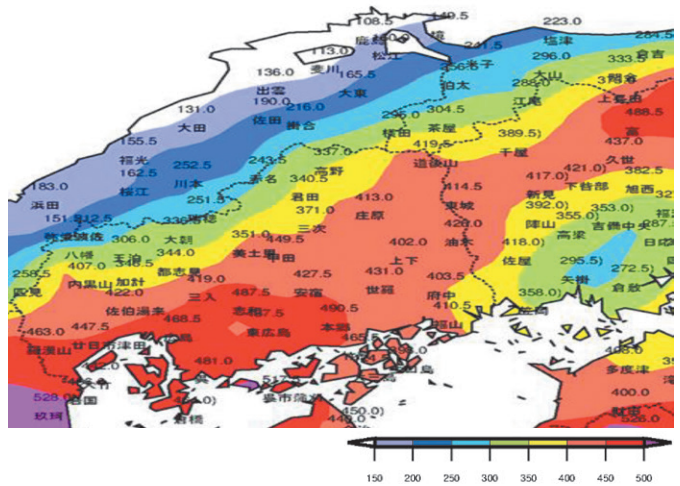


図-1 アメダス期間降水量
(7月3日0時～7月8日12時 広島地方気象台気象速報)

表-1 累積雨量上位地点

市区町	観測局名	雨量 [mm]
呉市	野呂川ダム	676.0
呉市	警固屋	654.0
呉市	田戸	629.0
呉市	蒲刈町	574.0
呉市	呉	572.0
呉市	郷原	570.0
竹原市	仁賀ダム	554.0
広島市安芸区	立石	541.0
呉市	蒲刈大浦	539.0
東広島市	三津	535.0

(7月3日0時～7月8日24時)

2. 県内における被災状況

平成30年7月豪雨は、過去の災害のような一部の地域だけでなく、県内の広範囲で土砂災害や河川の氾濫が多数発生するなど、戦後最大級の被害をもたらした。

公共土木施設(県・市町管理)は、河川2,824箇所、道路2,309箇所、砂防設備507箇所、橋梁81箇所など、計5,793箇所の被害が確認された(査定決定箇所数)。

3. 不調・不落の多発と要因

現在、国や市町と連携しながら総力を挙げて復旧

を進めており、広島県においても最優先で復旧工事に取り組んでいるが、災害復旧工事の本格化に伴い、地域内の発注工事量が多く、必要な主任（監理）技術者や下請業者の確保に時間を要していることから、不調・不落の割合が高い水準で推移している。

県内の不調・不落の発生状況を見ると、災害査定が終わり、本格的に災害復旧工事が始まった平成31年1月頃から徐々に増加し、令和元年9月には、開札した災害復旧工事のうち約6割が不調・不落となった（図-2）。

特に、被災箇所が多く、工事量が著しく増大した地域で不調・不落が多発している。

また、契約済工事においても、全国的に頻発している災害による人手不足の影響などから、技能労働者の確保に時間を要することにより工事の稼働率が低下するなど、事業進捗に遅れが生じている。

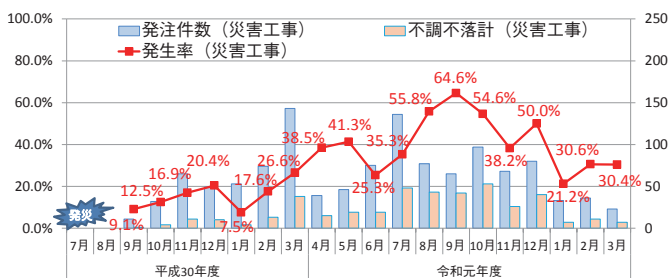


図-2 災害復旧工事の不調・不落推移 (土木建築局)

4. 復旧に向けた取組

このような状況の中、施工に必要な不可欠となる技術者等を確保するため、県内建設業者に対する支援を行う助成制度を創設した。

1) 制度概要

一定の資格を有する者を、1年以上継続して雇用する事業主に対して、助成金を支給する。

・ 助成対象 (制度創設当初)

1級又は2級土木施工管理技士、車両系建設機械オペレーターの資格を有する県外在住の60歳未満の者を1年以上継続して雇用することが確実であると認められる雇入れ事業主（ただし、県入札参加資格（土木一式）を有し、主たる営業所が県内に存在する事業主に限る）

・ 助成内容

1年間総額最大60万円（大企業50万円）を3か月ごとに支給

表-2 助成内容

年間 総支給額	月間 支給額	助成対象 期間	支給単位
60万円 (50万円)	50,000円/月 (約42,000円/月)	1年間	3か月毎

※ () は大企業

2) 広報活動

広島県のホームページに要領等を掲載するだけでなく、対象となる全建設業者への定期的なメール案内、業界団体を通じた文書周知、県他部局に加え国等他機関主催会議での説明など、様々な手法での周知活動に努めた。

また、県内9か所で開催した説明会では、ハローワークと連携し、当該助成事業に加え、担い手確保につながる厚生労働省所管の助成制度を併せて紹介した。制度を周知する目的ではあったが、建設業者からの率直な意見を聞く貴重な機会となり、現場のニーズを積極的に制度改正に取り入れる結果に繋がった。

加えて、従来から建設業の求人倍率が高いことや、当該助成制度が雇入れをする建設業者を対象としており、求人側のインセンティブしかないことから、労働力の需給バランスのミスマッチを少しでも改善するため、求職者に対するアプローチも必要と考え、メディアでの広報に加えリーフレットを作成し、商業施設等県内各所に配架するに留まらず、県外にある広島県関係施設へも協力を求めた（図-3）。



図-3 求職者を対象としたリーフレット

3) 制度の変遷

平成30年10月に創設した制度であるが、建設業団体からの意見や、その後の状況変化を踏まえ、数回にわたり要件の見直しや対象期間の延長を行った。

(1) 平成31年1月改正

- ・居住地要件：県内の技術者数増加が目的であることから、県外に住所を有する技術者に限定していたが、建設業以外の業種からの転職であれば、その目的を達成することが可能であるため、県内在住の転職者も対象に加えた。
- ・年齢要件：雇入れ日現在の満年齢を70歳に引き上げた。
- ・資格要件：1級又は2級土木施工管理技士以外の、主任技術者の要件を満たす資格等を対象として追加。車両系建設機械オペレーターの資格を雇入れから6か月以内に取得する者も加えることとした。

(2) 令和元年10月改正

- ・助成対象事業者の要件：「土木一式工事」の下請け業者となる「とび・土工・コンクリート工事」の入札参加資格者を対象に追加することとした。
- ・資格要件：助成対象事業者の要件として追加した業種の現場配置技術者資格を有する者を追加した。

4) 事業の活用状況

制度創設当初は、要件が厳しい等の意見があり、平成30年度の雇入れの人数は9名であった。

しかし、前述のとおり、要件緩和・拡充等に取り組んだところ、令和元年度には24名、今年度においても、第一四半期末の時点で11名の支給決定をしており、令和2年8月時点で、累計36社45名となっている。

その内訳であるが、雇入れた技術者等の平均年齢は、35.8歳となっており、制度設計時に想定していたより、若手・中堅世代の入職が進んでおり、また、転職前の業種についても多種多様にわたっている(表-3)。

そして、他業種からの雇入れ等であっても、雇入れ後半年以内に運転技能講習を修了することにより

現場での即戦力として災害復旧工事で十分に活躍してもらっている。

表-3 雇入れの状況

年齢	経歴
40代男性	雇用保険給付期間終了後の採用者で車両系資格保有者
20代女性	製造メーカーから転職した車両系資格保有者
30代男性	公務員から転職した一級土木施工管理技士
30代女性	医療事務を退職し、車両系資格を取得後の採用者
30代男性	県外の建設業者から転職した一級土木施工管理技士
20代男性	飲食業アルバイトからの転職者で雇入れ後に車両系建設機械の運転技能講習を修了

5. おわりに

災害を発端とした取組ではあるが、当該事業で建設業界に入職した技術者等が、やりがいを感じ、災害復旧工事終了後も引き続き活躍できるよう、担い手の中長期的な確保・育成についても併せて推進する。

引き続き、一日も早い復旧・復興と更なる発展に向けた新たな広島県づくりに全力をあげて取り組み、より元気な広島県を実現したい。



図-4 広島県建設産業イメージアップキャラクター